

議案第 2 4 号

交野市立第一中学校区における施設一体型小中一貫校の設置の
賛否を問う住民投票条例の制定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 3 項の規定により、交野市立第一中学校区における施設一体型小中一貫校の設置の賛否を問う住民投票条例の制定の請求について別記のとおり意見を附けて付議する。

条例案……別記

令和 3 年 6 月 4 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 地方自治法第 7 4 条の規定により、交野市立第一中学校区における施設一体型小中一貫校の設置の賛否を問う住民投票条例の制定の請求について意見を附けて付議するもの。

交野市立第一中学校区における施設一体型小中一貫校の設置の賛否を問う住民投票 条例案

交野市立第一中学校区における施設一体型小中一貫校の設置の賛否を問う住民投票 条例

(目的)

第1条 この条例は、広く地域住民の意見を踏まえた住民自治を図るため、交野市立交野小学校敷地、交野市立第一学校給食センター跡地及び交野市立第二学校給食センター跡地における交野市立交野小学校、交野市立長宝寺小学校及び交野市立第一中学校を統合した施設一体型小中一貫校の設置（以下「小中一貫校の設置」という。）について、市民の賛否を明らかにし、その意思を市政に反映させることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、小中一貫校の設置に対する賛否について市民による直接投票（以下「住民投票」という。）を行う。

(住民投票の事務の執行)

第3条 住民投票に関する事務は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(住民投票の名称)

第4条 住民投票は、交野市立第一中学校区における施設一体型小中一貫校の設置の賛否を問う住民投票という名称をもって執行する。

(住民投票の期日)

第5条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して30日から45日までの間の日で、市長が定める日とする。なお、この条例の施行の日から起算して10日以内に市長が投票日を決定する。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会にこれを通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の通知を受けたときは、投票日の7日前までにこれを告示し

なければならない。

（投票資格者）

第6条 住民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条第3項の規定による告示の日の前日（投票資格者の年齢については投票日）において、日本国籍を有する者又は定住外国人であって、かつ、年齢満18年以上の者のうち、引き続き3月以上交野市に住所を有するもの（その者に係る交野市の住民票が作成された日（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条又は第30条の46の規定による届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上交野市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）とする。

2 前項に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者の在留資格をもって在留する者
- (3) 出入国管理及び難民認定法別表第1又は別表第2の在留資格（前号の在留資格を除く。）をもって在留し、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票において投票を行う資格を有しない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定（以下「選挙法規定」という。）により選挙権を有しない者
- (2) 前項各号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

（投票資格者名簿）

第7条 選挙管理委員会は、住民投票の投票資格者について、交野市立第一中学校区における施設一体型小中一貫校の設置の賛否を問う住民投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を作成するものとする。

(投票の方法)

第8条 住民投票は、投票資格者1人1票とし、秘密投票とする。

2 投票資格者は、小中一貫校の設置に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して投票箱に入れるものとする。点字投票の場合は、規則で定める方法によるものとする。

(投票所においての投票)

第9条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、投票資格者名簿又はその抄本の参照を経て、投票をしなければならない。

(無効投票)

第10条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載していないもの
- (6) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのかを確認し難いものの

2 点字投票の場合、前項各号のいずれかに該当すると認められるものは、無効とする。

(情報の提供)

第11条 選挙管理委員会は、必要に応じ、市民に住民投票に関する必要な情報を提供するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定による情報の提供に当たっては、客観的かつ中立的に行うものとする。

(投票運動)

第12条 住民投票に関する投票運動（市民に対して賛成又は反対の投票を呼びかける行為等をいう。）は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により市民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第13条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票所、投票管理者、投票立会人、

点字投票、代理投票、期日前投票、不在者投票、開票時間、開票所、開票管理者、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）に規定する市長選挙の例によるものとする。

（投票結果の告示等）

第14条 選挙管理委員会は、前条の規定により住民投票の結果が確定したときは、直ちに告示するとともに、住民投票の結果の内容を市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその内容を議会及び教育委員会に通知しなければならない。

（住民投票の結果の尊重）

第15条 市長、議会及び教育委員会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行のために必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

意 見 書

本市では、教育大綱の理念として“生きる力を養い、多様性に富んだ人材の育成”を掲げ、学校においては、予測が難しいこれからの時代の中、課題に対応し、変化し続ける社会で活躍できる子どもたちの資質・能力を育成する教育を目指しています。

大阪府下でも先進的な小学校全学年での少人数学級の導入、プログラミング教育の推進、英語教育、言語活用力の向上、1人1台タブレット配布によるICTの活用などに取り組んできました。

小中をこれまでの6・3制にこだわらず、子どもたちの成長に合わせ4・3・2制とし、指導体制も、小学課程・中学課程にとらわれず、教員人材の活用がより可能となる小中一貫教育の推進もその1つです。

教育環境の維持・向上は本市の重要政策の1つとし、市長戦略にも掲げているところです。

一方、全国の自治体は持続可能な地域社会の実現に向け、少子高齢化・人口減少、公共施設の老朽化という大きな課題に直面しています。学校教育における課題としましては、児童生徒数の減少、学校施設の老朽化があげられます。

本市は今年市制施行50周年を迎えますが、昭和46年当時、人口は約3万7千人で、小学校は4校、中学校は1校でした。人口増加とともに学校を整備し、昭和58年には現在の小学校10校、中学校4校の配置となり、昭和57年には1万2千人を超える児童生徒が通学していましたが、現在の児童生徒数は6千人を下回り、ピーク時の半分以上となっております。ここ数年、子育て世代の流入が続いており、星田北エリアなど良好なまちづくりの進捗によって、今後も若い世代の流入が期待できるものの、子どもの減少はこれからも見込まれます。

学校では、教員の指導と、多様な子ども同士の関りの中で共に学び合いながら子どもたちは成長していきます。

一定の児童生徒数、クラス数、すなわち学校規模を適正に確保することは、子どもたちの良好な教育環境の維持や教員の指導体制の充実、さらには学校を円滑に運営するために大変重要なことです。

平成28年6月に小中学校・市立幼稚園の保護者、教職員へ「学校規模適正化に関する

アンケート調査」を実施し、寄せられたご意見を踏まえ、平成２９年１月に「交野市学校規模適正化基本方針」を策定しました。

基本方針では、一定の児童数の中で、互いに学び、多様な考えに触れ、認め合い協力し合うことの重要性、行事など学級を超えた集団での学び、同学年に複数の教員を配置する大切さなどから小学校では１学年に２学級以上あることなど、適正な学級数や通学距離をお示ししました。

現在、すでに各学年１クラスの学校も出て来ておりますが、児童生徒数の将来予測では、令和２７年度にはピーク時の３０％の約３千７百人となり、小学校では６校が１２学級を下回り、中学校は４校すべてが９学級になると見込まれています。

基本方針を踏まえ、児童生徒数の今後の予測から学校の規模を適正に維持しつつ、小中一貫教育などの新たな学校教育に対応できるよう、校区変更や学校統合などありとあらゆるパターンを検討したうえで、将来も見据えた適正な学校の配置などを具体的にお示した「交野市学校規模適正化基本計画」を平成３１年２月に策定いたしました。

特に第一中学校区におきましては、長宝寺小学校がすでに各学年１クラスとなっていること、また交野小学校、第一中学校は建築後およそ６０年が経ち施設の老朽化が進んでいることから、喫緊の課題校区と位置づけ、保護者、学校関係団体、地域、公募市民からなる懇談会も開催し学校に関係する多くの方々のご意見をうかがってまいりました。

その結果、長宝寺小学校の小規模状態の解消、施設の老朽化対策、小中一貫教育の効果的な推進、立地条件などから、学校の適正配置の方向性として、「交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合し、現在の交野小学校敷地に施設一体型の小中一貫校を設置する」ことをお示ししました。

一方、公共施設の老朽化対策にむけ本市では平成２８年度に「交野市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。その中で、施設の改修や建て替えそのものの概算費用として、今後４０年間で８６０億円以上を要すると試算しております。建物施設の約６割を占める学校につきましては、別途「交野市学校施設等管理計画」におきまして、概算費用は約４８０億円としております。学校施設を含め公共施設の老朽化対策には多額の費用が必要となります。

なお、これらの金額は改修や建設費だけの試算であり、実際の整備では設計や解体、外構工事などの関連費を含めるとさらに費用は膨らみます。

学校施設につきましては、これまでも耐震化、屋上防水、外壁工事や洋式トイレの導入、普通教室及び特別教室のエアコン設置など、施設の維持、設備の充実を進めてまいりましたが、中長期的にはいずれ建て替えは避けられません。ただし限られた財源の中で長寿命化改修や中規模改修などによる各学校施設の機能の維持・向上や学校の集約化により、費用の圧縮や負担の平準化を考えなければなりません。

本市におきまして、令和10年頃に後期高齢者人口は一度ピークに達し、その後は一時的に減少しますが、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和22年度以降に再びピークを迎え、また同時期から65歳以上の高齢者人口も最も多くなります。

今後は、学校教育環境の維持・向上だけでなく高齢者対策も含め全世代の暮らしを支える持続可能な財政運営が求められます。

さらには、令和27年には現在小学1年生の児童は30歳に達しており、学校で教育を受ける側から社会の一員として学校教育を支える社会人の立場になります。地域によっては、一時的な社会増はあるものの、今後、児童生徒数が減少する中、現在の14校すべてを現体制のままで維持することは将来の現役世代にとっては過大投資という評価につながりかねません。また、財政上の制約から各校の整備レベルの大きな向上が望めないことにもつながります。

新しい学校の施設整備に関し、建設費だけではなく、設計費、校舎の解体・造成や仮設校舎の整備などを含め、予算ベースで消費税込み約83億円の費用を見込んでおります。

将来にわたる教育環境の維持・向上にむけた多額の投資ではありますが、そもそも公共施設の老朽化対策には多くの費用が必要であり、第一中学校区の新校整備にかかる費用は3校をそれぞれ改修改築する場合の費用に代わるものとなりますので、施設一体型小中一貫校の整備により費用が大きく増加するというものではありません。

新校整備により、子どもたちへの将来にわたるより良い教育環境の提供、学校施設の飛躍的な機能向上、また地域における防災面強化などが実現されることとなり、費用対効果の点からも決して過大な投資ではないと判断しているところでございます。

令和元年からは第一中学校区魅力ある学校づくり事業を立ち上げ、新校整備事業計画の実現を目指してまいりました。

保護者・地域の方々による協議会や各種説明会、子どもたちや教職員からのご意見を踏まえ、工事期間中の学習環境の確保、長宝寺小学校の小規模化の早期改善、工事期間の短

縮などの観点から、令和4年に長宝寺小学校敷地に交野小学校との統合校を開校することや、新しい施設一体型小中一貫校に必要な機能や整備スケジュールなどを示した、「第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画」を令和2年3月に策定し、今年2月には具体的な建設にむけ「（仮称）交野みらい学園施設一体型小中一貫校 基本設計書」をお示ししたところです。

先進校の事例では、施設一体型小中一貫校の成果として、いわゆる「中1問題」の解消や、下級生に対する態度（思いやりの心が育った）、先輩へのあこがれ（優しさ）、下級生のがんばりなどがみられることが挙げられています。また、児童生徒を9年間継続して見続けることができるため、支援の必要な子どもたちが安心して通い続けられるとも聞いております。

小学校の卒業式がないことから、節目がないとの心配の声もお聞きますが、9年間の一貫教育に即し、4年生、7年生（中1）、9年生（中3）にリーダー性を発揮できる節目や子どもたちの活躍の場を多く作ることもできます。

施設面では、図書館やコンピューター室などを融合したメディアセンターや各教室の前には学年集会も可能な広い学年ラウンジを設け、子どもたちが「どこでも」「いつでも」「自由に」学べる学習環境となります。

太陽光発電装置を設置し、外壁の高断熱仕様や複層ガラスの採用で環境性能が向上します。

災害時の避難所となる体育館にはエアコンを設置します。マンホールトイレや防災ベンチ、防災倉庫も配置し、太陽光パネルから蓄電された電気を使うことが可能です。

災害時だけでなく、イベントや地域活動に利用いただくなど、地域に開かれた学校となります。

また、開放的な施設配置や全館機械換気などは3密の回避にも有効であり、感染症対策への対応などに向け文部科学省が示した新しい学校の施設整備指針の内容と、まさに合致いたします。

グラウンドは文部科学省の設置基準を満たしており、学校運営の中で安全に体育授業やクラブ活動などの運動機会を提供できるものです。

体育館は既存体育館の2倍以上の面積となるメインアリーナに加え、サブアリーナを整備し、校舎のテラス・バルコニーも含め、児童生徒の十分な活動スペースを確保していま

す。

プールについては、天候に左右されずに水泳授業を実施でき、インストラクターの活用も可能となることによる児童生徒の泳力向上や教員の負担軽減にもつながることから、いきいきランドのプールを活用するものです。

新しい学校は、今後80年から100年、子ども達の学び舎となり、また地域の核となる施設です。

基本設計を見ますと、子どもたちにとって本当に素晴らしい教育環境を実現できるものと自信を持っております。今回の新校の整備レベルは、今後の市内他校の改修時等における基準となり、すべての学校の教育環境の向上につながるものです。

本市は国勢調査において、平成22年から27年にかけて人口が減少に転じました。

少子高齢化・人口減少の社会潮流の中、中長期的に全市的な教育環境の維持・向上をめざす一環として、第一中学校区の魅力ある学校づくりについて、学校関係者、保護者、地域の方々と、3度のパブリックコメントも含め様々な角度から5年間の検討を積み重ね、特に保護者の方々には適宜進捗をお伝えしてまいりました。

本市におきまして、施設一体型小中一貫校の建設は初めてのことであり、大きく変化することについてのご意見や不安につきましては、可能な限り説明や協議の場を作ってまいりましたが、今後もより多くの方々にご理解いただきますよう努めてまいります。

また、二元代表制として市政に重要な役割を担う市議会に対しましては、多くの質疑に対する答弁や適宜進捗を報告させていただき、議会におかれましても総務文教常任委員会にて、これまで精力的に調査検討していただき、小学校統合にむけた長宝寺小学校の改修工事などの契約並びに新校建設に関わる予算につきましては、この3月にご承認をいただきました。

また、令和2年第6回議会定例会におきましては、本条例と同じ名称の条例案が議員提出議案として上程されましたが、否決されたところであります。

この度の条例制定の直接請求につきましては、多くの方々がこれからの学校教育について考えていただいております、真摯に受け止め、請求要旨を踏まえまして慎重に検討いたしましたが、第一中学校区の新しい学校づくりについて重大な課題があるという認識にはいたらず、また、地域の実情をしっかりと考慮し、校区ごとの将来の学校づくりを着実に進めていくことが望ましいことから、全市的に賛否を問う住民投票はなじまないと考えます。

従いまして、本条例制定につきましては必要ないものと考えております。

なお、住民投票に要する約1千6百万円の費用につきましては、条例案が可決、施行されることとなる場合には、必要な予算措置を講じることとしておりますことを申し添えます。

議員の皆様におかれましては、厳正なるご審議と賢明なるご判断をいただきますようお願い申し上げます。

交野市立第一中学校区における施設一体型小中一貫校の設置の賛否を問う住民投票条例 制定請求書

交野市立第一中学校区における施設一体型小中一貫校の設置の賛否を問う住民投票条例 制定請求の要旨

一 請求の要旨

交野市教育委員会（略、市教委）は、平成２９年「交野市学校規模適正化基本方針」を策定し、小学校１２学級以上２４学級以下、中学校９学級以上１８学級以下を適正規模としました。さらに市教委は、「交野市学校規模適正化基本計画」にて、長宝寺小学校の小規模を解消する為に、第一中学校・交野小学校・長宝寺小学校を統廃合し、交野小学校敷地に施設一体型小中一貫校建設を計画しました。

この計画は、交野小学校の敷地に１１００人以上の児童生徒を、４階建ての一つの校舎で９年間学ばせる内容になっており、交野市の教育行政で初めてであり、大きな問題点を含んでいます。

一つは、１校の敷地に３校１１００人の児童生徒を通学させるために、教育環境が大きく悪化します。児童生徒の数に比して敷地面積が狭いためプールが設置されません。いきいきランドプールの使用では、行き帰りの時間や安全性に問題があり、また市民のプール使用の制約にもつながります。またグラウンドが狭く、思い切り遊べない、運動ができない事態が想定されます。校舎も北側教室を含む４階建てであるなど、教育環境の悪化となります。さらに、３４学級が想定され、文部科学省が早急な解消を求める過大規模校に該当します。

二つ目に、施設一体型小中一貫校を小中学校の区分をなくし、１年生から９年生とする義務教育学校（新しい学校制度）にする計画です。一つの校舎に、発達状況が大きく異なる１年生から９年生までが在籍することになります。小学校卒業式と中学校入学式がなくなります。代わりに修了式と進級式になりますが、６・７年生はともに３階に在籍しているために、節目の式にはなりません。小学上級生の成長が押さえられるとのアンケート調査も発表されています。また、あらたに高一ギャップが心配されています。

三つ目に、市教委は多くの市民の疑問に答えず、反対の意見を無視し続けてきました。

今回の施設一体型小中一貫校計画の基本方針・基本計画・基本設計に対し、市民はパブリックコメントを要求しましたが、市教委は拒否しました。

以上、今回の施設一体型小中一貫校計画は多くの問題点を含んでおり、同時に、交野市全体の教育行政にも大きな影響を与えるものです。さらに、約８３億円との莫大な予算を伴う計画となっています。よって、表題の住民投票により、交野市民の賛否を問うことが必要と考え、条例制定の請求を行なうものです。

二 請求代表者

住所 
氏名 吉坂 泰彦
生年月日 
性別 

住所 
氏名 藤川 穰輔
生年月日 
性別 

住所 
氏名 菅野 慎也
生年月日 
性別 

上記のとおり地方自治法第７４条第１項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定を請求いたします。

令和３年５月１７日

交野市長 黒田 実 宛